

倉吉市公共下水道公共汚水ます設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市公共下水道事業における公共汚水ます（取付管を含む。以下同じ。）の設置について必要な事項を定めるものとする。

(対象となる土地)

第2条 公共汚水ますを設置する土地は、公共下水道本管の布設された公道又は私道（私道に対する公共下水道布設の取扱要綱（昭和52年倉吉市告示第123号）第2条第1項又は第2項の規定に基づき本管が布設された土地であって、当該私道の所有者が同意したものの。）に面しているものとする。ただし、公共下水道認可区域内において、下水道本管が未整備の場合は、下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の判断によるものとする。

(設置個数)

第3条 公共汚水ますの設置は、一筆の土地（同一の土地所有者が所有する連続した一団の土地は一筆の土地とみなす。以下同じ。）に1個を原則とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、一筆の土地に2個設置することができる。

(1) 一筆の土地面積が500平方メートル以上であり、使用者の申出があった場合

(2) 管理者が、やむを得ない理由があると認めた場合

3 前項第1号の土地面積は、倉吉市公共下水道受益者負担に関する条例（昭和55年倉吉市条例第12号）第8条による公告時の土地面積（公告前の土地にあっては、整備時の面積）とする。

(設置位置)

第4条 公共汚水ますの設置位置は、公道又は私道との境界から1メートル以内の私有地内とし、維持管理上支障がない場所とする。ただし、施工上の都合その他特別な理由がある場合はこの限りでない。

(取付管キャップ止めの場合の公共汚水ます設置)

第5条 取付管にキャップ止めをしている場合における公共汚水ますの設置の取扱いは次のとおりとする。

(1) 公共下水道整備時において取付管にキャップ止めをしている場合は、管理者が設置するものとする。

(2) 土地所有者等の自己都合により公共汚水ますを撤去している場合は、当該土地所有者等において設置しなければならない。

(申出)

第6条 公共汚水ますの設置を希望する者（以下「申出者」という。）は、公共汚水ます設置申込書（公費・私費）を管理者に提出しなければならない。

(費用負担)

第7条 公共汚水ますの設置に係る費用は、市が負担する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申出者が費用を負担しなければならない。

- (1) 開発行為その他これに類する行為により本管の敷設を行った土地に設置する場合
- (2) 位置指定道路及び宅地造成地内の道路を市に寄附することを前提として本管の敷設を行った土地に設置する場合
- (3) 第3条の規定による公共汚水ますの設置以外で設置する場合
- (4) 第5条第2号の規定により公共汚水ますを設置する場合

2 前項ただし書の規定により設置を行った公共汚水ますの所有権は、申出者の同意を得て市に帰属するものとする。

3 公共汚水ますを設置する土地の使用期間は施設の存続期間とし、当該土地の使用は無償とする。

(公共汚水ますの維持管理等)

第8条 公共汚水ますの維持管理は、管理者が行うものとする。

2 申出者又は使用者が故意又は過失により公共汚水ますをき損した場合は、当該申出者又は使用者において復旧しなければならない。

(取替等の申請)

第9条 公共汚水ますを取替、撤去又は変更をしようとする者(以下「申請者」という。)は、公共汚水柵変更申請書を管理者に提出しなければならない。

2 前項の取替、撤去又は変更に係る費用は、申請者の負担とする。ただし、管理者が認めた場合は、市の負担とすることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
(倉吉市公共下水道公共汚水ます設置基準の廃止)

2 倉吉市公共下水道公共汚水ます設置基準は廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日の前日までに、廃止前の倉吉市公共下水道公共汚水ます設置基準の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。